

—《書評》—

西英昭著 九州大学出版会

『近代中華民国法制の構築—
習慣調査・法典編纂と中国法学』
(日本学術振興会特別研究員PD) 久保 茉莉子

本書は、筆者が2001～17年に発表してきた論稿を一書にまとめたものであり、中国近代法史研究の基礎情報を整理・紹介することで、研究基盤の整備を行うことを主要な目的とする。中華民国期法制の研究は、1990年代以降、急速に蓄積されてきたものの、清朝以前及び中華人民共和国以降の法制を対象とする研究に比べれば、なお少ない。しかも、先行研究の整理や史料批判が十分になされているとは言えない状況が続いている。そうした現状に鑑み、本書は、法典編纂者の経歴や著作、法学教育・研究機関の事業内容など、中華民国期法制に関する基礎情報を丹念に整理したうえで、これまで見過ごされてきた重要な事実を明らかにし、今後検討すべき課題を提示している。

本書は「序」と「結びに代えて」を除き三部構成となっており、第一部（第一～四章）では、清末・中華民国期の立法や法学研究をめぐる中国側の状況を検討する。第二部（第五～八章）は、第一部で見てきた中華民国の動向に対応する日本側の状況について整理する。第三部（第九章）は、欧米における中国法学の展開過程を整理する。各章の概要は以下の通りである。

「序」。本書の目的と各章の概要をまとめた。

第一章「法典編纂機関の変遷」。北京政府時期に近代的な法典編纂を担った法典編纂会・法律編査会・修訂法律館の成立から終局までの過程、作成した法案、人事の変遷などを整理する。当時の法典編纂作業は、政変の影響を受けつつも一定の成果をあげていた。

第二章「習慣調査の展開」。清末に開始された習慣調査は、清朝の倒壊とともに一旦は終了したが、中華民国成立後、実務側の強い要請もあって

再び実施された。1918～21年頃に各省から集められた報告書は、最終的に『民商事習慣調査報告録』へと結実した。

第三章「中華民国諸法の欧米語への翻訳」。中国から西洋へという法情報伝達過程に関する基礎情報を整理する。清末に展開した近代的法典の翻訳活動は中華民国へと引き継がれ、欧米人や欧米留学を経験した中国人によって行われた。1920年代の政治的混乱の中でも翻訳作業は継続し、その成果は治外法権撤廃の可否を判断する各国調査団へ提供されるなど、一定の役割を果たした。

第四章「民法草案の作成」。清末から中華民国民法典に至るまでの立法過程に関する基礎情報を整理する。そして比較的具体的な議論状況をたどることのできる夫婦財産制を例に検討し、フランス人法律顧問のエスカラ（Jean Escarra）による詳細な分析の重要性に言及する。

第五章「大正期における中華民国法学の展開」。台湾旧慣調査は広く中華民国法制を考えるための基盤を提供し、満鉄調査部はその人材・手法を継承して研究・調査を行った。また民間でも東亜同文書院や山口高等商業学校などで、主として実務的な観点から中華民国法制の研究が行われ、各機関の間で活発な情報交換もなされていた。

第六章「中華民国法制研究会について」。1930年代に中華民国の諸法規が充実したことや、満洲国の成立を背景に、日本における中華民国法制研究の論文・著作は急増した。東京帝国大学の教員を中心として活動を展開した中華民国法制研究会は、現在でもなお有用な史料となる成果を残した。

第七章「岡田朝太郎」。清末の近代的法典編纂活動に際し法律顧問として招聘された岡田朝太郎の人物研究を行う。岡田の著作を分野別（刑事法・清国法典編纂・川柳・その他）に整理し、その知的背景の形成に大きな影響を与えたと見られる欧洲留学の具体的な様相を明らかにする。

第八章「修訂法律館・各地法政学堂・民国期の

顧問及び法学者」。松岡義正や志田鉢太郎など、清末・中華民国期に活躍した日本人法律顧問32名の基礎情報を、人物辞典風に整理する。著名な人物について新情報を加えると同時に、中村襄や岩井尊文など、これまでほとんど無名であった人物の履歴も明らかにした。

第九章「オランダにおける「中国」法学」。1848年から現在までのオランダで展開した「中国」法学について、その担い手の変遷や主要な著作を紹介する。担い手たちの関心事は、華僑・華人の法的地位、その家族・相続法をめぐる諸問題に集中していたが、20世紀に活躍した法学者、ファンデルヴァルク（Marius Hendrikus van der Valk）は、中国本土の状況にも関心を寄せ、日本の中国法研究にとって重要な研究成果を残した。

「結びに代えて」。各章の要点をまとめ、今後の研究課題を示す。本書は、中国・日本・西洋の三方向から、近代において展開した中国法制ないし中国法学に関する基礎情報を整理した。本書の成果を土台として、今後さらなる研究を進めていくことが望まれる。

著者は、「史料を読む」ということの意味を、昨今の研究状況に対する厳しい批判とともに訴え続けてきた。著者の見解にもとづけば、研究者は、自分が「史料」として用いるものについて、なぜそれが史料となったのか、その経緯を十分に考え、厳密な史料批判を行わなければならない。そして、分析対象に関連するあらゆる先行研究や史料を蒐集し、整理することが求められる⁽¹⁾。著者は、すでに前著において、臨時台湾旧慣調査会の最終報告書である『台湾私法』に注目し、その記述を丹念に分析している⁽²⁾。こうした著者の研究姿勢は、本書でも貫かれている。本書は、前著の成果を基礎としつつ、対象とする時代や地域を広げ、先行研究と史料の基礎情報を徹底的に整理するという、綿密な作業の結晶である。国内外において、本書と同水準で中華民国期法制に関する情報を整

理した著作は、現段階では存在しない。

なお、本書はあくまで史料の整理・紹介に重点を置き、随所で述べられる著者の見解は、今後の研究課題を示すにとどまるものが多い。評者は、本書に記載された情報に疑問を呈するだけの知見を持たず、著者のあげる研究課題についても特に異論は無い。よって、ここでは本書の叙述方法について、若干の意見を述べることとした。

本書の研究史上の意義を踏まえると、より幅広い読者層を想定し、中華民国法制研究の意義や、専門用語について、やや詳しく説明してもよいのかもしれない。1949年に中国共産党政権により中華民国期法制が全廃されたこともあり、日本においては中華民国期法制を研究することの重要性があまり理解されてこなかった。また、清末民国期の法整備について、ある程度予備知識を持っていないと、本書の内容についていくのは難しい。本書がこれほど丹念に近代中華民国法制に関する基礎情報を整理することの背景にある学界状況の説明や、様々な専門用語についての解説がもう少しあればと感じた。

但し、本書の「あとがき」には、著者の実体験も踏まえて、中華民国法制をめぐる研究状況の変遷や現状の問題点、厳密な史料批判の必要性が述べられている。評者は、この部分に心を動かされた。著者は、本書を辞書や工具書のように扱うことを望むとしているが、「あとがき」まで丹念に読みこむべき著作であるということを強調しておきたい。

(2018年2月刊、396ページ、本体6,800円+税)

[注]

(1)西英昭「法制史」岡本隆司・吉澤誠一郎編『近代中国研究入門』(東京大学出版会、2012年)。

(2)西英昭『『臺灣私法』の成立過程——テキストの層位学的分析を中心に』(九州大学出版会、2009年)。